

文京区 随意契約ガイドライン



令和6年9月

文京区総務部契約管財課

目 次

	頁
第1章 ガイドラインの目的	1
第2章 随意契約の種類	1
2-1 随意契約第1号（少額随契）	4
2-2 随意契約第2号（競争入札に適しない）	5
2-3 随意契約第3号（福祉関係施設等）	9
2-4 随意契約第4号（新たな事業分野）	12
2-5 随意契約第5号（緊急の必要）	13
2-6 随意契約第6号（競争入札が不利）	14
2-7 随意契約第7号（時価より有利）	15
2-8 随意契約第8号（不落随契）	16
2-9 随意契約第9号（落札者が契約締結しない）	17
第3章 随意契約を締結するための手続き	
3-1 少額随契に係る手続き	18
3-2 特命随契に係る手続き	29
3-3 随意契約フローチャート	30
3-4 業者指定の依頼	31
3-5 緊急工事	34
3-6 随意契約第3号及び第4号に係る公表	35
別記様式	
第1号 業者指定依頼書（契約管財課契約）	37
第2号 業者指定依頼書（主管課契約）	38
第2号 業者指定依頼書（主管課契約（学校用））	39
第3号 緊急工事連絡票	40
第4号 障害者支援施設等からの役務の提供に係る発注見通し等	41
第5号 障害者支援施設等からの物品の買入りに係る発注見通し等	41
第6号 シルバー人材センターからの役務の提供に係る発注見通し等	42
第7号 母子・父子福祉団体等からの役務の提供に係る発注見通し等	42
第8号 新たな事業分野の開拓を図る者からの物品の買入りに係る発注見通し等	43
参考資料	
履行状況、成績等の考え方について	44
関係法令	
地方自治法	45
地方自治法施行令	46
契約事務規則	48

第1章 ガイドラインの目的

国や地方公共団体が行う入札・契約事務には、公正な競争と透明性の確保が求められている。このため、文京区(以下「区」という。)では、平成 20 年度に「契約事務改善プラン」を策定し、様々な課題を整理するとともに、改善策を実行してきた。

契約事務改善プランでは、4つの基本的な考え方として、(1) 公正な競争環境の整備、(2) 透明性の確保、(3) 不正行為の排除、(4) 適正な履行の確保を掲げている。これは、競争入札や随意契約などの契約の方法にかかわらず、区が行う入札・契約事務の全てにおいて適用されるものである。

今回取扱う随意契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に規定されており、その趣旨は、地方公共団体が契約を行うときに、競争の方法によらないで、任意に特定の者を選択してその者と契約を締結するというものである。法では、契約の方法の原則を一般競争入札としていることから、随意契約は、契約の方法の特例といえるものであり、運用に当たっては、公正さ及び透明性が求められている。

「文京区随意契約ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、このような考え方に基づき、区が行う契約について、業務の特殊性、専門性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に検討し、随意契約の方法により締結をするかどうか判断するための基準を示している。

このガイドラインは、区としての統一的な考え方やルールを示すことにより、総務部契約管財課(以下「契約管財課」という。)、各部庶務担当課及び各主管課が、契約の相手方となる事業者の協力のもとに、十分に検討し、区民の理解を得ることができる公正で透明性のある随意契約を運用するとともに、契約の適正な履行を図っていくことを目的とするものである。

第2章 随意契約の種類

随意契約は、法第 234 条第2項及び地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の2に規定されている。地方公共団体が締結する契約を随意契約によることができる場合は、政令第 167 条の2第1項第1号から第9号までに定める要件に該当する場合に限られている。この趣旨は、随意契約においては、一般競争入札を原則とする契約方法の例外として、必要性が認められる場合に限って適用できるというものである。

◇関係法令条項

○地方自治法 -抜粋-
(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令(※)で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

※ ここでいう「政令」とは、地方自治法施行令のことである。

○地方自治法施行令 -抜粋-

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

最高裁判所は、随意契約の長所、短所を次のように判示しています。

長所 手続が簡略で経費の負担が少なく済み、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できる。

短所 契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じることがある。

地方自治法施行令第167条の2第1項の解釈適用について、最高裁判所昭和62年3月20日第二小法廷判決は、「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり競争入札の方法によることが不可能又は著しく困難とは言えないとしても、当該契約の目的・内容に相應する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約を締結するという方法を取るのが当該契約の性質に照らし又はその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながる場合には、右契約の締結は、地方自治法施行令第167条の2第1項1号にいう『その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』に該当する。」との判断を示しています。

そして同判決は、この要件に該当するかどうかの契約担当者の判断の裁量性については、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、性質、内容、目的等諸般の事情を考慮して、その合理的な裁量に基づいて判断すべきものと解するのが相当である。」と判示しました。

本件は、地方自治体がごみ焼却施設の建設に当たり、プラントメーカー数社から見積書を提出させて、各プラントの性能等を考慮の上、最低金額の者以外と随意契約を締結したことに対し、違法性が問われたものです。

その後、公契約に関する入札・契約制度改革が進んでいますので、現在ならば、本件では、プラントの性能や施工方法等を評価する「総合評価落札方式」による入札が採用されていたことでしょう。

いずれにしても、随意契約に係る最高裁判所の解釈が示された点で、本件は重要な判例となっています。

2-1 随意契約第1号（少額随契）

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

少額随契について(※)は、金額の少額な契約まで一律に競争入札によることは非効率であるため、一定の限度で随意契約によることを認めているものである。区は、政令の規定に基づいて随意契約を行うために、政令別表第5に定める額の範囲内で、規則第39条に額を規定している。また、少額随契をするときは、同第45条第1号の規定により、契約書の作成を省略することができるとしている。ただし、この場合においても同第46条の規定により、契約の適正な履行を確保するため、請書等は徴取しなければならないとしている。

※ 少額随契については、「3-1 少額随契に係る手続き(18～28 ページ)」を参照。

<図表3>少額随契の範囲

区 分	地方自治法施行令 別表第5	文京区契約事務 規則第39条
1 工事又は製造の請負	130万円	130万円
2 財産の買入れ	80万円	80万円
3 物件の借入れ	40万円	40万円
4 財産の売払い	30万円	30万円
5 物件の貸付け	30万円	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの (業務委託、役務の提供等)	50万円	50万円

◇関係法令条項

○文京区契約事務規則 ー抜粋ー

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第39条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
 - (2) 財産の買入れ 80万円
 - (3) 物件の借入れ 40万円
 - (4) 財産の売払い 30万円
 - (5) 物件の貸付け 30万円
 - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円
- (契約書作成の省略)

第45条 次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 第39条各号に掲げる額の範囲内において随意契約をするとき。
 - (2) せり売りに付するとき。
 - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
 - (4) 国、公法人又は公益法人と契約するとき。
 - (5) 前各号のほか、随意契約について区長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- (請書等の徴取)

第46条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、区長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書（別記様式第3号）その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

2-2 随意契約第2号（競争入札に適しない）

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

競争入札に適しない契約は、契約の相手方の技術、経験、信用等の履行能力を熟知した上で選定する必要があり、その選定が競争入札では達成できない場合に、随意契約によることを認めているものである。

この方法は、いったん運用を誤ると、契約の相手方の固定化を招いたり、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われたりして、公正な取引行為を損ないかねない。そのため、運用に当たっては、次に掲げる基準により、競争入札が可能ではないのか、本当に随意契約によるべきなのかを十分に検討しなければならない。

1 法令等

(1) 法律、条例等により、契約の相手方が特定されているとき。

2 協定

(1) 区と締結した協定により、契約の相手方が特定されているとき。

3 プロポーザル方式による選定

(1) 文京区プロポーザル方式実施要綱(23 文総契第 12 号)に基づき、プロポーザル方式により選定した事業者と新規に契約を締結するとき。

(2) プロポーザル方式により選定した事業者と、履行状況、成績等を考慮の上、継続して契約を締結するとき。

※履行状況、成績等の考え方及び評価の例は、「参考資料」(44 ページ)を参照。

4 区民等との協働等

(1) 「文の京」自治基本条例(平成 16 年 12 月文京区条例第 32 号)の趣旨に基づき、同条例第2条第2号に掲げる区民等との協働により事業を実施するため、契約を締結するとき。

(2) 区内大学等と相互協力協定に基づき事業を実施するため、契約を締結するとき。

(3) 事業提携を締結している団体と事業を実施するため、契約を締結するとき。

5 特定の者、特殊な技術等

【物品又は備品の購入の場合】

(1) 特殊な性質を有する物品又は備品を購入する契約で、購入先が特定されているとき。

○著作権、特許権、実用新案権等に係るもので、これらの権利を有する者でなければ製造することができないものを購入するとき。

○購入先が代理店に限られ、かつ、当該代理店が1者しかないとき。

○法令集の追録を発行元から購入するとき。

○美術品等で、直接製作者から購入するとき。

○先行して契約した事業者が指定した材料を購入する必要があるとき。

(囲み内の記載は、主な例である。以下同じ。)

- (2) 契約の相手方にかかわらず、品物の価格、内容等が同一で、競争入札に付するメリットがないと認められるとき。

○書籍を購入するとき。

- (3) 国、都、特別区等の共通の仕様に基づく物品を購入するとき。

【印刷の場合】

- (4) 既存の印刷物について、内容を変えずに増刷するとき。
- (5) 国、都、特別区等の共通の仕様に基づく印刷するとき。
- (6) 特定の者が作成した印刷物で、国、都、特別区等が共通で利用できる仕様の印刷物を印刷するとき。
- (7) 特殊な技術を要する印刷で、特定の者でなければ履行することができないとき。

【業務の委託の場合】

- (8) 特別の資格、技術、設備等を必要とし、かつ法令等により報酬等が定められている業務に関し、特定の者でなければ履行することができないとき。
- (9) 情報システムの改修又は保守に関し、当該情報システムを設計又は製作した者以外の者に履行させた場合、その目的物が種類または品質に関して、契約の内容に適合しないときの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じるおそれがあるとき。
- (10) 機器、設備等の修理、保守等に関し、当該機器、設備等を設計、製作又は施工した者以外の者に履行させた場合、その目的物が種類または品質に関して、契約の内容に適合しないときの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じるおそれがあるとき。
- (11) 前の業務に引き続き実施し、一体かつ密接不可分の関係にある設計、試験、調査、工事監理等に係る契約で、前の業務を履行した者以外の者に履行させた場合、業務の目的を十分に達成できないとき。
- (12) 対象者が不特定多数にわたるサービスの提供に関し、当該サービスの提供に専従する者により構成される特定の団体でないと、同一の水準による履行ができないとき。
- (13) 対象者が不特定多数にわたるサービスの提供に関し、当該サービスの提供に係る官公庁の許認可を受けた特定の者でないと履行できないとき。
- (14) 特定の施設において実施する事業に関し、施設運營業務と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に履行させた場合、施設運營業務に著しい支障を生じるおそれがあるとき。
- (15) 特定の相手と実施する共同調査、開発等に関し、相手が契約した者と契約するとき。
- (16) 演劇、演奏会、講座等を実施に関し、特別の能力を有する特定の者でないと履行できないとき。
- (17) 業務に関し、履行上の経験、知識、技術等を特に必要とするもので、高度の専門性を有する特定の者でないと契約の目的を達成することができないとき。

【借上げの場合】

- (18) 情報システムに係る機器の借上げに関し、当該情報システムを設計し、又は製作した者若しくは密接の関係にある者以外の者に履行させた場合、その目的物が種類または品質に関して、契約の内容に適合しないときの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じるおそれがあるとき。
- (19) 実験、検査、研究等の目的に利用する極めて特殊な機器の借上げに関し、特定の者でないと

契約の目的を達成することができないとき。

- (20) 文京区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年 12 月文京区条例第 58 号)第2条第1項の規定による賃貸借に係る長期継続契約の期間が終了した後、引き続いて賃貸借するため、当該契約の相手方と賃貸借を行うとき。
- (21) (20)の場合を除き、賃貸借した機器等について、引き続き賃貸借するため、当該契約の相手方と賃貸借を行うとき。
- (22) 特殊な性質を有する機器の借上げに関し、賃貸借を行う相手方が限られているとき。
- (23) 特殊な物品や施設の借上げに関し、履行上の経験、知識、対応力を特に必要とするもので、専門性を有する特定の者でないと契約の目的を達することができないとき。

【工事請負の場合】

- (24) 特殊な技術、機器、設備等を必要とする工事で、特定の者でなければ、契約の目的を達成することができない工事であるとき。

- 特許工法等の新開発工法等を用いる工事に関し、施工者が特定される時。
- 文化財その他極めて特殊な建築物の補修、増築等に関し、施工者が特定される時。
- 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な機器、設備等の新設、増設等に関し、施工者が特定される時。
- 法令等の規定に基づく工事に関し、施工者が特定される時。

- (25) 特殊な機器、設備等に関する改修、更新等工事で、当該機器、設備等を設計、製作又は施工した者以外の者に履行させた場合、その目的物が種類または品質に関して、契約の内容に適合しないときの責任の所在が不明確になるなど、著しい支障を生じるおそれがあるとき。
- (26) 施行上の経験、知識等を特に必要とする工事又は現場の状況等に特に精通した者に施行させる必要がある工事であるとき。

- 本工事に先立ち行われる試験工事の結果、試験工事の施行者に本工事を施行させなければならないとき。
- 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等に係る工事で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるとき。

【売却の場合】

- (27) 区内で回収したびん、缶、粗大ごみ等に関し、当該回収物の資源化業務を受託する者でないと、各品目に応じた市場での売却ができないとき。

6 その他特別な理由

- (1) 契約行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 特別な理由により、入札参加者に対して、単年度の契約を複数年にわたり行う契約であることを通知して競争入札を行い、落札者と契約を締結した場合で、2年目以降に契約を行うとき。
- (3) 文京区日々履行型業務委託成績評定要綱の評価ランクが良好以上であるため、次年度も継続して契約を行うとき。
- (4) 生鮮食料品、生花等の購入に関し、品質及び内容に信用ある者から購入する必要があるとき。
- (5) 外国で契約を締結するとき。
- (6) 国又は地方公共団体(独立行政法人を含む。)と直接契約を締結するとき。

◇関係法令条項

○「文の京」自治基本条例 -抜粋-

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- (2) 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- (3) 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- (4) 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- (5) 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- (6) 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- (7) 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- (8) 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

○文京区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 -抜粋-

(長期継続契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

- 1 物品を借り入れる契約のうち、翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- 2 役務の提供を受ける契約のうち、区長が必要があると認めたもの

2-3 随意契約第3号（福祉関係施設等）

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

福祉関係施設等に係る契約は、当該施設等への支援を推進するという目的のため、随意契約によることを認めているものである。区内に拠点を有する施設等で、次に掲げる施設等から物品を購入する契約や役務の提供を受ける契約を締結するときは、随意契約によることができる。

1 障害者支援施設等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業者に限る。）を行う施設、小規模作業所等との間で、当該施設において製作された物品を購入する又は役務の提供を受けるため、契約を締結するとき。

2 シルバー人材センター等

シルバー人材センター連合又はシルバー人材センター等との間で、役務の提供を受けるため、契約を締結するとき。

3 母子・父子福祉団体等

母子・父子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を受けるため、契約を締結するとき。

なお、上記施設等から物品の購入又は役務の提供を受ける契約をするときは、公正さ及び透明性を確保するため、規則第 39 条の 2 の規定により、公表しなくてはならない。具体的な手続きの流れについては、35 ページのとおり。

【参考】

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年6月法律第 50 号)の公布(平成 25 年4月1日施行)により、区では、区の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。
- この趣旨を考慮し、業務の内容や性質により、可能な範囲で随意契約第3号による契約を通じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を推進することとする。

◇関係法令条項

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 —抜粋—
- 第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。
- 7 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第 1 項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
- 13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 25 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

○障害者基本法 —抜粋—
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(職業相談等)

第 18 条

- 3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 一抜粋一
(指定等)

第37条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第三十九条及び第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一項第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区域」という。）については、この項の指定に係る区域とすることはできない。

- (1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- (2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、高年齢者の福祉の増進に資すると認められること。

第44条 都道府県知事は、その会員に二以上のシルバー人材センターを有する高年齢者就業援助法人であつて、次条において準用する第三十八条第一項に規定する業務に関し第三十七条第一項各号に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該高年齢者就業援助法人の会員であるシルバー人材センターに係るセンターの指定区域と当該地域における臨時的かつ短期的な就業の機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従つて必要と認められる市町村の区域を併せた区域ごとに一個に限り、次条において準用する第三十八条第一項に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、当該指定をするに当たつては、当該市町村の区域から、当該指定に係る申請をした高年齢者就業援助法人の会員でないシルバー人材センターに係るセンターの指定区域及び連合の指定区域を除外するものとする。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法 一抜粋一
(定義)

第6条

- 4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。
- 6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（配偶者のない女子であつて民法第877条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）をいう。第8条第2項において同じ。）の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

○文京区契約事務規則 一抜粋一

第39条の2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- 2 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法を公表すること。
- 3 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

2-4 随意契約第4号（新たな事業分野）

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

新たな事業分野の新商品に係る契約は、ベンチャー企業を育成するという目的のため、随意契約によることを認めているものである。文京区長の認定を受けた者（認定を受けた者が新商品として生産する物品に限る。）から当該物品を購入する契約を締結するときは、随意契約によることができる。

◇関係法令条項

○総務省令（地方自治法施行規則） 一抜粋

（新たな事業分野の開拓を図る者を認定するとき）

第12条の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

(1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 次項第4号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

(1) 新商品の生産の目標

(2) 新商品の内容

(3) 新商品の生産の実施時期

(4) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画（前項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもって同項の確認をすることができる。

6 前項の規定は、第3項の実施計画の変更について準用する。

2-5 随意契約第5号（緊急の必要）

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

緊急の必要による契約は、競争入札では履行の時期を失し、又は契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被る場合に、随意契約によることを認めているものである。

この運用に当たっては、緊急の必要があり、かつ、競争入札に付することができないことが次に掲げる基準に基づき、明らかでなければならない。単に事務処理が間に合わないという理由で適用することはできない。

1 天災地変等

天災地変等の客観的な事由により、緊急に実施する必要がある、競争入札に付する時間的余裕がないとき。

2 緊急工事等

緊急に施行しなければならない工事等であって、競争入札に付する時間的余裕がないとき。

- 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 施設の安全確保等のための緊急工事
- 災害の未然防止のための応急工事
- 小・中学校の年度当初における学級数の変更決定に伴う教室整備工事

3 緊急の物品又は備品購入

物品又は備品に関し、緊急に購入しなければならない事由が生じ、競争入札に付する時間的余裕がないとき。

- 給食調理用ガス厨房機器の故障等、予期し得ず、生命及び身体に関わる危険性が高い突如の故障に伴い、事業を継続するために必要な機器を購入するとき。

※ 緊急工事の流れは、34 ページのとおり。

2-6 随意契約第6号（競争入札が不利）

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

競争入札が不利とすることによる契約は、予期し得ない事情等により必要が生じたものについて、履行期間を短縮できることが見込めるとともに、安価で調達できることが明らかであるなど、期間及び価格等に関する判断により、随意契約によることを認めているものである。

この運用に当たっては、次に掲げる基準により、業務の品質、安全性等も考慮のうえ、個々の具体的な事実に基づいて判断しなければならない。

1 予期し得ない関連契約

現に履行している契約に関し、当初の契約時においては予期し得なかった事情の変化等によって、直接関連する契約が必要になった場合で、現に履行している事業者に履行させる方が、履行期間の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等、有利と認められるとき。

2 他の発注者に関連する工事

他の者が発注し、現に施行中の工事と一部が重複又は交錯する箇所の工事、当該工事を現に施行中の者に行わせた場合に、工期の短縮、経費の節減、工事の安全、円滑かつ適切な施行が確保できる等、有利と認められるとき。

コラム②

契約の分割は不適正？

東京都監査委員が発表した「平成24年各会計定例監査」によると、平成23年度に福祉保健局など3部局で執行した物品購入に関する契約13件が、適正でないと指摘されています。

東京都では、物品購入の契約を締結するに当たり、予定価格が160万円を超える場合には、競争入札に付さなければならないことになっています。しかしながら、これらの部局の一部の事業所で、13件1,670万円の契約について、同種の物品を同時期に購入するに当たり、契約を分割して予定価格を少額にし、入札を行っていなかったという指摘を受けました。

入札にすべき契約を、「面倒だから」とか「時間がかかるから」という理由で、分割し、少額随契にすることは、許されるものではありません。不適正という指摘を受けることのないように、私たちは、何のために契約するのかという目的に基づいて、契約の方法を適切に選択していかなければなりません。

2-7 随意契約第7号（時価より有利）

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

時価より有利とすることによる契約は、安価で調達できることが明らかであるなど、主に価格に関する判断により、随意契約によることを認めているものである。

具体的には、特定の者が、業務の履行のために必要な材料等を多量に所有している等の理由により、品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ、時価から勘案して、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合が考えられる。ただし、この運用は、客観的な判断が可能な場合など、極めて限定的に行わなければならない。

コラム③

随意契約を締結した責任を問われ、損害賠償を命ぜられた…

中国地方のA市で起きた事例です。A市では、用排水路や側溝などをしゅんせつ（*）して集めた汚土の収集運搬業務をB社に業者指定で随意契約していました。ところが、この契約が、地方自治法施行令に規定する随意契約に当てはまらず、違法で無効な契約であるとして、裁判で争われたものです。

裁判を通じて、この契約には、本来は対象としていない不法投棄物の収集運搬まで含まれていることや、契約単価が一般廃棄物の単価と比較して異常な高額であることなどが明らかになりました。また、B社がA市に対して、随意契約を締結するために強硬かつ執拗な申入れをしていたことも明らかになりました。

広島高裁の判決では、A市の市長やB社の代表取締役らに対して、A市に対する損害賠償責任を認めています。

私たちは、行政対象暴力による不当要求に屈してはいけませんが、随意契約を行う判断において、裁量権を濫用したり、逸脱したりしてはいけないことをこの判例は示しています。

(*）しゅんせつ …水路などの水底又は河川の川底の土砂を掘ること。

2-8 随意契約第8号（不落随契）

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

不落随契は、競争入札に付した場合で、所定の日時及び場所に入札参加者の参集がないとき又は再度の入札に付しても落札者がなく、入札を成立することが期待できないときに、随意契約によることを認めているものである。

区では、同日に原則として2回の競争入札を行っても落札者がなかった場合、2回目の入札者のうち最低価格で申し込んだ者との間で交渉を行い、その際に提出された見積書の金額が予定価格の範囲内であれば、その者と随意契約を締結している。

本来、落札者がいないときは、日時を改めて再度入札をすることができる。しかし、履行期間が十分に確保できない等の理由により、再度入札に付することができない場合には、随意契約によることができるとしているものである。なお、この場合は、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付した条件を変更することはできない。

競争入札に付し入札者がいないとき…一般競争入札又は指名競争入札に付した場合、すなわち、一般競争入札の執行について公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行った結果、所定の日時及び場所に入札参加者の参集がないとき。

再度の入札に付し落札者がいないとき…政令第167条の8第4項の「普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。」とする場合の再度入札を行っても落札者がいないとき。

◇関係法令条項

○ 地方自治法施行令 -抜粋-

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第167条の8 一般競争入札の開札は、第167条の6第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。

3 入札者は、その提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

4 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。

2-9 随意契約第9号（落札者が契約締結しない）

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

落札者が契約締結しないときの契約は、競争入札により落札者が決定したものの、当該落札者が契約を締結しないときに、随意契約によることを認めているものである。

落札者が契約を締結しない場合は、日時を改めて再度入札により契約の相手方を決定するのが原則である。しかし、落札価格の範囲内で契約を締結する者があるときは、その者と随意契約により契約を締結することができるとして、契約事務の合理化を図ることとしたものである。なお、この場合は、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付した条件を変更することはできない。

コラム④

区政への信頼を損なうことがないように

関西地方のB市で起きた事例です。B市の元職員は、C社及びD社代表取締役E（以下「贈賄業者」という。）から、B市下水処理場が発注する設備改良工事等に係る随意契約に関して、便宜ある取り計らいを行う趣旨の下に供与されたものであることを知りながら、商品券約24万円相当の供与を受けたとの容疑により、逮捕されました。

元職員は、日頃の勤務状況については、業務に積極的に取り組み、特に問題もなく勤務態度は良好で、永年にわたる業務の経験や実績から、部下に対して丁寧な指導を行っていました。その一方で、事業者との打合せ等を単独で行うなど、担当業務や契約についての実質的な決定を行うようになりました。

元職員は、下水処理場における緊急工事において、すぐに対応できる事業者として贈賄業者を指名し発注を行うとともに、少額随契においても、贈賄業者を選定した上で、他の事業者の見積金額を教えたり、元職員又は贈賄業者自身が他の事業者の見積書を準備するなど、贈賄業者が最低の価格であるかのように装い、便宜を取り計らっていました。

また、工事時期を早めたり、1件の工事金額が業者選定委員会の決定を必要とする200万円を超過する場合（B市の場合）は、あえて2つの工事に分割して、贈賄業者が受注できるようにしていました。

賄賂要求に至った背景として、住宅ローンの返済に窮したことがきっかけとなっていますが、最大の原因は、元職員の公務員倫理の欠如にあると考えられます。

汚職防止策の第一は、私たち職員一人ひとりの倫理観が大切なことはいまでもありません。

公務員として区政への信頼を損なうことがないように、仕事に取り組んでいきましょう。

2 区内業者からの見積書の徴取

地方公共団体が行う契約に関し、政令第 167 条の5の2において、契約の性質又は目的により、入札参加者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができるとしている。また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成 23 年 8 月国土交通省)」において、適切な競争参加資格の設定等に関し、地域内に本店等を登録している者等について、他の者に優先して指名することができることとしている。

区の契約に関しては、指名競争入札の場合に、「文京区物品等指名競争入札参加者指名要綱(24 文総契第 104 号)」及び「文京区工事請負指名競争入札参加者指名要綱(24 文総契第 103 号)」において、入札参加資格の登録において、区の区域内の本店又は支店を登録している者(以下「区内業者」という。)を優先的に指名することができるとしている。また、「文京区内中小企業への発注及び購入の促進について(23 文区経第 787 号)」において、区内中小企業に対する発注への配慮を求めている。

これらの趣旨を踏まえ、少額随契においては、区内業者を優先的に選定することとする。

◇ 関係法令条項

○ 地方自治法施行令 -抜粋-

第 167 条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第 1 項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

○ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 -抜粋-

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事実績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した総合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

○文京区物品等指名競争入札参加者指名要綱 ー抜粋ー

(指名の優先)

第4条 契約担当者は、前条の規定による指名を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する者については、他の者に優先して入札参加者として指名することができる。

- (1) 規則第6条第1項に定める一般競争入札に参加する者の資格の登録において、区の区域内の本店又は支店を登録している者

○文京区工事請負指名競争入札参加者指名要綱 ー抜粋ー

(指名の優先)

第4条 契約担当者は、前条の規定による指名を行う場合において、次の各号のいずれかに該当する者については、他の者に優先して入札参加者として指名することができる。

- (1) 規則第6条第1項に定める一般競争入札に参加する者の資格の登録において、区の区域内の本店、支店又は常時工事請負契約を締結する事務所を登録している者(以下「区内業者」という。)

○経済課からの通知文

2020 文区経第 1511 号

令和 2 年 12 月 22 日

各部(室・局)長 殿

区民部長
(公印省略)

文京区内中小企業への発注及び購入の促進について(依頼)

本区では、これまでも区内中小企業の支援策の一つとして、区が発注や購入をするものについて、可能な限り区内中小企業事業者を対象とすることとしてまいりました。

令和3年度は、コロナ禍の影響が長期化していることも受け、区内中小企業者への発注等の促進について、より一層お取り計らいくださいますようお願いいたします。

つきましては、各部に権限が委譲されている契約案件については次の諸点に留意するとともに、文京区随意契約ガイドラインに基づき、可能な限り区内中小企業者を対象とすることに意を用いるようお願いいたします。

- (1) 経済的な価格であること。
- (2) 納・工期が守られること。
- (3) 信用、業績等の評価があり良心的な業者であること。
- (4) 特定の業者に偏ることのないよう、公正・公平を保つこと。

また、区有施設の指定管理者においても、指定管理者制度運用ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切に調達が行われるよう周知・指導願います。

なお、令和3年度実施の各種事業の委託、工事等についても、可能な限り早期発注に努めるよう引き続き努力願います。

【担当】区民部経済課産業振興係

内線2453

3 見積書の徴取の基準

見積書は、図表4に掲げる予定価格の区分に応じた見積書徴取の方法により、見積書の徴取先から徴取する。なお、適正な契約を行うために、次の点を守らなければならない。

- (1) 一つの課において、業務の内容及び性質が類似した契約を複数にわたり行う場合、見積書の徴取先は、受注機会の公平性の観点から、同一の事業者に偏ることのないように配慮しなければならない。
- (2) 予定価格を少額随契に該当させることを目的として、社会常識の範囲を超えて契約を分割するような行為は、厳に慎まなければならない。

<図表4> 見積書の徴取の基準

予定価格	見積書徴取の方法	事業者の選定
10万円未満 (主管課契約)	2者以上から見積書を徴取し、予定価格の範囲内にある者のうち、最も安価である者と契約する。 ただし、1者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約することができる。	区内業者を優先的に選定する。 ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 (1) 区内業者では履行が困難と思われる内容又は性質の案件のとき。 (2) 区内業者では予定価格の範囲内での契約が困難と思われるとき。
10万円以上 30万円以下 (主管課契約)	2者以上から見積書を徴取し、予定価格の範囲内にある者のうち、最も安価である者と契約する。	区内業者を優先的に選定する。 ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 (1) 区内業者では履行が困難と思われる内容又は性質の案件のとき。 (2) 区内業者では予定価格の範囲内での契約が困難と思われるとき。 (3) 区内業者では予定価格の範囲内での契約が可能と思われる者が1者しかないときの2者目以降。
30万円を超え 130万円以下 (特定決定権者: 主管課契約)	原則として次の区分により見積書を徴取し、予定価格の範囲内にある者のうち、最も安価である者と契約する。	同上
	30万円を超え 50万円以下	3者以上
	50万円を超え 80万円以下	4者以上
	80万円を超え 130万円以下	5者以上
30万円を超え 130万円以下 (契約管財課契約)	原則として5者以上から見積書を徴取し、予定価格の範囲内にある者のうち、最も安価である者と契約する。	同上

4 徴取先を選定する際の判断事項

区が行う指名競争入札において、指名業者の選定は、「文京区物品等指名競争入札参加者指名要綱」及び「文京区工事請負指名競争入札参加者指名要綱」に基づいて行っている。見積書徴取においても同要綱の趣旨に基づき、徴取先の選定について判断を行うこととする。

◇関係法令条項

○文京区物品等指名競争入札参加者指名要綱 ー抜粋ー
(指名の判断事項)

第2条 規則第2条第2項の契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、入札参加者の指名に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により定めた指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者について、次に掲げる事項を調査し、発注契約に係る適格性を判断する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 区における指名実績及び受注状況
- (4) 既に区が発注した契約の履行状況
- (5) その他発注契約に関する履行能力

○文京区工事請負指名競争入札参加者指名要綱 ー抜粋ー
(指名の判断事項)

第2条 規則第2条第2項の契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、入札参加者の指名に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により定めた指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者について、次に掲げる事項を調査し、発注工事に係る適格性を判断する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 区における指名実績及び受注状況
- (4) 既に区が発注した工事（以下「既発注工事」という。）の進捗状況
- (5) 他の官公庁及び民間が発注した工事の実績
- (6) 発注工事の施行についての技術的適性
- (7) その他発注工事に関する履行能力

5 少額随契と特命随契

少額随契の範囲内であっても、予定価格10万円以上で、見積書の徴取を1者のみとする必要があるものは、少額随契ではなく、随意契約第2号から第7号までの契約（以下「特命随契」という。）として取扱うこととする。

6 事業者の登録区分について

区における事業者の登録区分は3つあり、以下によって区分されている。

<図表5>事業者の登録区分

登録区分	登録業者	小規模業者 (区内業者に限る。)	随契業者
入札参加資格	有り	無し	無し
有効期間	登録申請が承認された月の直前の決算月の翌月から起算して1年8か月後の末日まで	2年間	無し
契約できる内容	制限なし	30万円以下の物品購入、委託、借上げ、工事のみ。	特命随契に限り制限なし
業種の制限	「物品」と「工事」の別による ※物品は10業種まで ※工事は業種数の制限はなし。	「物品」と「工事」の別による ※物品は5業種まで (取扱品目は5種目まで) ※工事は5業種まで	無し
受付方法	・東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて受け付ける。 ・毎月25日までに資格審査の承認されたものが翌月1日から有効。共同運営側から毎月25日に月次データが各自治体に送信され、それぞれの自治体が財務会計システムの業者登録データとして取り込む。	・契約管財課において受け付ける。 ・「小規模事業者登録申請書」に必要書類(法人の場合「商業登記簿謄本」、個人事業者の場合「商業登記簿謄本」又は「住民票」)を添えて、提出する。	・事業課において受け付ける。 ・「随契業者登録申請書(新規・使用不可解除)」を提出する。 ただし、その業者の登録が必要な理由を明確にする。 ※他の業者でも受託できるような業種では登録できない。
債権者登録	当該業者登録に対し、それに紐付く債権者登録がなされる。	同左	同左

<図表6>事業者選定基準

		登録業者	小規模業者	随契業者
契約管財課契約	入札案件	○	不可	不可
	見積競争案件	○	不可	不可
	業者指定案件	○	不可	○
主管課契約	見積競争案件	○	○	○
	業者指定案件	○	○	○
主管課(特定決定権者)契約	見積競争案件	○	○ (30万円以下まで可)	○
	業者指定案件	○	○ (30万円以下まで可)	○

※特定決定権者…清掃事務所長・教育センター所長・学校長・真砂中央図書館長

7 事業者の検索方法等（財務会計システム）

事業者から見積書を徴取したり、問い合わせをする際は、その事業者が登録されているか、登録の有効期限が切れていないかなどの情報を、必ず事前に財務会計システムの「登録業者検索」において検索し、確認しなければならない。

見積書の徴取先として、区内業者を選定する場合は、小規模業者及び登録業者から契約内容に適合した業種で登録している事業者を選定することとする。

登録の有効期限は、登録業者検索の分類情報で確認することができるが、有効期限内であっても、案件に該当する「業種」の登録がない場合は選定ができない。

事業者の検索方法（財務会計システム）

【登録業者検索】

FASTWeb
Future Administration Supporting Technology

財務会計メニュー

●メニュー選択
業務を選択してください。

ヘルプ

終了

業務一覧 目的メニュー 業務検索

- 業者管理支援
- 業者登録
- 業者検索
 - 登録業者検索

<財務会計システム初期画面>
次のように選択する。

業者管理支援
⇒業者検索
⇒登録業者検索 を選択

登録業者検索には2通りの検索方法がある。

FASTWeb
Future Administration Supporting Technology

登録業者検索

●処理区分選択
処理区分を選択し、【次へ】ボタンをクリックして下さい。

抽出条件

対象一覧

各情報一覧

ヘルプ

終了

- 業者情報から検索
- 業種情報から検索

次へ

「業者情報から検索」
…業者登録区分（登録業者、小規模業者など）や業者状態（指名可能、指名停止中など）を選択して、登録されている事業者を検索する方法（25、26 ページ参照）

「業種情報から検索」
…業種（印刷、賃貸業務など）を選択して事業者を検索する方法（27、28 ページ参照）

「業者情報から検索」を使用して事業者を検索する方法

① [小規模業者の検索方法]

登録業者検索

● 処理区分選択

● 抽出条件
抽出条件を入力し、【次へ】ボタンをクリックして下さい。

● 対象一覧

● 各情報一覧

ヘルプ

終了

業者番号	指定	<input type="text"/>
	範囲	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
電子申請番号	指定	<input type="text"/>
	範囲	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
業者状態	1 指名可能	
所在地区分	0 指定無し	
都道府県	0 指定無し	
市区町村	指定なし	プルダウンで選択
分類区分	3 物品	
業者登録区分	2 小規模業者	
資格有効日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 カレンダーを表示 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 カレンダーを表示	

※分類区分が「全て」の場合、分類区別別に保持する資格有効日を対象とし、1つ以上の分類で該当する場合に抽出されます。

業者状態や有効期限等の条件を入れて検索すると業者数が絞られる。

プルダウンで選択

次へ

② [登録業者の検索方法]

FASTweb
Future Administration Supporting Technology

登録業者検索

● 処理区分選択

● 抽出条件
抽出条件を入力し、【次へ】ボタンをクリックして下さい。

● 対象一覧

● 各情報一覧

ヘルプ

終了

業者番号	指定	<input type="text"/>
	範囲	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
電子申請番号	指定	<input type="text"/>
	範囲	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>
業者状態	1 指名可能	
所在地区分	1 区内	
都道府県	0 指定無し	
市区町村	指定なし	プルダウンで選択
分類区分	3 物品	
業者登録区分	1 登録業者	
資格有効日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 カレンダーを表示 ~ <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 カレンダーを表示	

※分類区分が「全て」の場合、分類区別別に保持する資格有効日を対象とし、1つ以上の分類で該当する場合に抽出されます。

業者状態や所在地区分を入れて検索すると業者数が絞られる。

プルダウンで選択

戻る 次へ



条件を満たす事業者が表示される。

(例：小規模業者の検索後の画面)

FASTweb
Future Administration Supporting Technology

登録業者検索 該当件数 63件

●処理区分選択
●抽出条件
●対象一覧
●各情報一覧

選択	業者番号	業者名	分類区分	所在地	電話番号 FAX番号	業者区分	業者状態
選択	11000333-0		物品			小規模業者	
選択	7353-0		物品			小規模業者	
選択	7394-0		物品			小規模業者	
選択	11003880-0		物品			小規模業者	
選択	7452-0		物品			小規模業者	
選択	11004673-0		物品			小規模業者	
選択	5911-0		物品			小規模業者	
選択	7214-0		物品			小規模業者	
選択	7541-0		物品			小規模業者	
選択	7393-0		物品			小規模業者	
選択	7259-0		物品			小規模業者	

ヘルプ 終了

[事業者の資格有効期限、登録業種の確認方法]

FASTweb
Future Administration Supporting Technology

登録業者検索

●処理区分選択
●抽出条件
●対象一覧
●各情報一覧

確認したい情報を決め、該当するラジオボタンをクリックを入れて下さい。更に詳細情報を知りたい時に、【検索】をクリックして下さい。

ヘルプ 終了

7983-0

基本情報 分類情報 変更履歴 契約・発注実績 負担行為情報

分類一覧

選択	分類	管理区分	継続区分
選択	物品	使用する	新規

担当者情報

担当者情報 担当者名 所属
電話番号 FAX番号
E-Mail

備考

受付情報

資格有効開始日 平成26年 5月 1日
資格有効期限 平成27年 3月 31日

有効期限確認

受付年度 平成26年度
受付番号 0

電 登録「業種」確認

順位	業種コード	業種名	希望区分	総売上高
選択 1	0101	印刷	希望する	
選択 2	0116	ビデオ・スライド製作	希望する	
選択 3	0120	催事関係業務	希望する	
選択 4	0121	情報処理業務	希望する	
選択 5	0190	その他の業務委託等	希望する	

1

「業種情報から検索」を使用して事業者を検索する方法

例として、所在地が文京区内で、印刷を業種登録している事業者を検索する場合の流れ

① 所在地区分で「区内」をプルダウンで選択。次に、「一覧から選択」をクリック

② 業種一覧が表示される。
検索したい業種を探し、選択をクリック（例：「印刷」を選択）

選択	業種コード	業種名称	細目
選択	0101	印刷	オフセット(一般)・オフセット(新聞・ブロード)・フォーム(OCR・OMR伝票)・フォーム(その他)・グラフィック・シール・ラベル・スクリーン・ナンバリング・カーボン・DTP・デザイン・印刷物の企画・編集・その他
選択	0102	複写業務	青写真・コピー・マイクロ写真・DPE・光ディスク・その他
選択	0103	建物清掃	一般清掃・病院清掃・室内環境測定・その他
選択	0104	電気・暖冷房等設備保守	電気・暖冷房・空調設備・火災報知器・共同溝保守・道路トンネル付帯設備保守・エレベーター・エスカレーター・消火設備・街灯・屋外照明灯・信号機・自家用電気工作物保安管理・その他
選択	0105	警備・受付等	施設警備・機械警備・その他警備(現金輸送を含む)・受付・電話交換・エレベーター運転・プール管理・その他
選択	0106	通信施設保守	電話交換機・無線機・テレビ共聴設備・その他
選択	0107	環境関係測定機器保守	自動車排ガス測定機器等大気関係機器・水質汚濁監視装置等水質関係機器・その他
選択	0108	ボイラー清掃	ボイラー・煙突・その他
選択	0109	浄化槽・貯水槽清掃	浄化槽清掃・浄化槽保守点検・汚水樹清掃・汚水処理施設保守点検・貯水槽清掃・貯水槽保守点検・その他
選択	0110	道路・公園管理	道路清掃・道路付属関係清掃・河川・公園清掃・公衆トイレ清掃・除草・草刈・樹木・花壇保護・その他

- ③ **追加**をクリックすると、②で選択した業種が反映される。
その後、**次へ**をクリック



- ④ 条件を満たす事業者が表示される。

FASTweb
Future Administration Supporting Technology

登録業者検索

該当件数 133件

選択	業者番号	業者名	所在地	電話番号 FAX番号	業者区分	業者状態
選択	2003304400-0				登録業者	
選択	7353-0				小規模業者	
選択	11005254-0				登録業者	使用不可
選択	11005254-1				登録業者	使用不可
選択	2002932500-0				登録業者	使用不可
選択	7394-0				小規模業者	
選択	6931-0				小規模業者	使用不可
選択	11003880-0				小規模業者	
選択	11000856-0				登録業者	
選択	11001933-0				登録業者	使用不可
選択	2002752300-0				登録業者	
選択	2003294600-0				登録業者	使用不可

※ 検索後は、26 ページの「事業者の資格有効期限、登録業種の確認方法」と同様に資格有効期限を確認すること。

3-2 特命随契に係る手続き

区が行う契約は、競争によることを原則としている。したがって、特命随契を選択しようとする場合は、各主管課において、競争入札が可能ではないのか、本当に特命随契によるべきなのかを十分に検討しなければならない。

ガイドラインに基づき検討した結果、特命随契によることが必要であると判断した場合は、次の確認事項を明確に整理し、業者指定依頼書(別記様式第1号又は第2号)により事案を決定した上で、契約主管課(契約管財課契約の場合は契約管財課、主管課契約の場合は庶務担当課)に対し、契約締結の依頼を行う。

特命随契を行う上での確認事項

- 1 政令の根拠規定(政令第167条の2第1項第2号から第7号までのいずれか)
- 2 随意契約第2号の場合は、ガイドラインの該当する項目
- 3 当該事業者を指定する理由

1 特命随契に係る契約締結事務の流れ

各主管課:

1 業務の特殊性、専門性、経済的合理性、緊急性等の解釈を行う。



2 ガイドラインに基づき、政令の根拠規定及びガイドラインの該当項目に当てはめる。



3 当該規定を根拠とした理由を明確に整理する。



4 業者を選定した理由を明確に整理する。



5 業者指定依頼書を作成する。



6 業者指定依頼書を主管部長が決定する。



7 業者指定依頼書を契約主管課に提出する。



契約主管課:

8 提出された業者指定依頼書を、契約主管部長まで協議する。



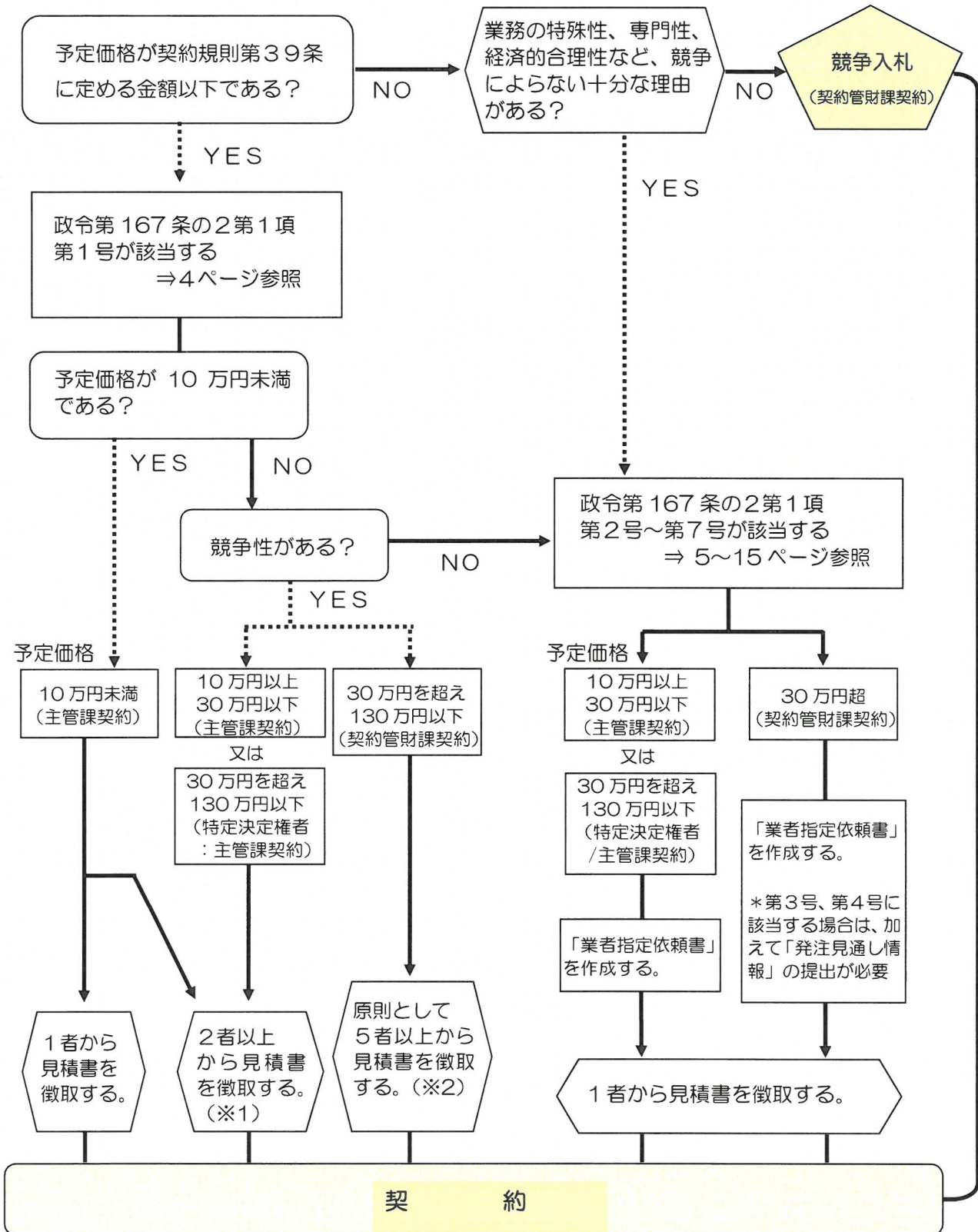
9 契約主管部長による承認後、当該事業者から見積書を徴取する。



10 見積金額が予定価格の範囲内であれば契約する。

注) 随意契約第5号の2(緊急工事)の流れは、34 ページのとおり。

3-3 随意契約フローチャート



※1 見積書徴取者数は、21ページの図表4を参照のこと。

※2 指名競争入札参加者指名要綱（物品等、工事請負）の規定による。

3-4 業者指定の依頼

特命随契により契約を締結しようとするときは、業者指定依頼書を作成し、契約主管課に提出する。業者指定依頼書には、契約の対象となる事業の概要、特命随契の根拠、指定理由等を明確かつ簡潔に記載しなければならない。

1 業者指定依頼書の記載事項

- (1) 件名
- (2) 指定業者
- (3) 契約の対象となる事業の概要
- (4) 特命随契の根拠
- (5) 指定理由

2 業者指定依頼書の記載例（特命随契の根拠条項及び指定理由）

【記載例の見方】

事例	事例の名称 (注) 契約の件名ではありません
根拠条項	地方自治法施行令第 167 条の2第1項 第2号
指定理由	指定理由欄は、業務の特殊性や指定業者の特性などその業者と随意契約する合理的かつ明白な理由を具体的に記入すること。

ここは、地方自治法施行令第 167 条の2第1項の2～7号のいずれかに該当する号数を記載すること。
(詳しくは、5～15ページを参照)

この事例では、5ページの「2-2 随意契約第2号の3(1)プロポーザル方式により選定した事業者と新規に契約するとき」に該当する案件であることを表記している。

随意契約ガイドライン 随意契約**第2号-3(1)**

事例1	プロポーザル方式による選定(新規)
根拠条項	地方自治法施行令第 167 条の2第1項 第2号
指定理由	本件契約の業務は、〇年〇月〇日に開催した契約委員会において、プロポーザル方式によって事業者の選定を行うことが決定された。この決定を受け、〇〇事業者選定委員会において選定を行い、上記事業者が委託候補事業者に選定された。この結果について、〇年〇月〇日に開催した契約委員会において承認されたことから、上記事業者を指定することを依頼する。

随意契約ガイドライン 随意契約**第2号-3(1)**

事例2	プロポーザル方式による選定(継続)
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
指定理由	<p>上記事業者は、プロポーザル方式に基づき「〇〇選定委員会」により選定され、〇年〇月〇日に開催された契約委員会において承認を得た事業者である。〇年度の履行状況は、別紙のとおり良好と認められることから、上記事業者との契約を継続するものである。</p> <p>以上のことから、上記事業者を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第2号-3(2)</p>

事例3	区民等との協働等
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
指定理由	<p>上記団体は、〇〇小学校のこどもひろば事業を担っているPTA関係者、青少年委員、体育指導委員など地域住民により組織された区民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、区の方針である区民参画の推進に寄与する。協働・協治を推し進めることは区の基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないため、上記団体を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第2号-4(1)</p>

事例4	特定の者、特殊な技術等(機器、設備等の修理、保守等)
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
指定理由	<p>本件契約の業務は、〇〇設備の保守に関して、安全性の確保、効率的な部品調達、迅速な緊急対応等が必要である。これらを総合的に考慮すると、当該設備のメーカーである上記事業者以外の者による履行は、困難であり、かつ障害発生時の責任の範囲が不明確になるおそれがあるため、上記事業者を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第2号-5(10)</p>

事例5	特定の者、特殊な技術等(対象業務に専従する者により構成される団体)
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
指定理由	<p>本件契約の業務は、区内全ての新聞購読者世帯に対し、「区報ぶんきょう〇〇特集号」を、指定期日に確実に配付できる事業者でなくてはならない。この業務を遂行できるのは、主要6紙の新聞販売店が共同で設立した区内の唯一の新聞販売業の組合である当該業者以外にないことから、上記業者を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第2号-5(12)</p>

事例6	特定の者、特殊な技術等(前の契約に引き続く賃貸借)
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
指定理由	<p>本件契約の機器は、○年○月○日から○年○月○日までの○年リースで借上げたものであるが、本年度内において十分機能できることが見込めるため、再リースを行うこととし、○年度から機器の賃貸借及び保守委託を締結している上記事業者を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第2号-5(20)</p>

事例7	障害者支援施設等
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号
指定理由	<p>本件契約の業務は、障害者支援施設等による履行に適しており、社会福祉法人○○に委託することにより、障害者福祉の促進に寄与する。文京区契約事務規則第39条の2に規定する手続を行うことで、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため、上記事業者を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第3号-1</p>

事例8	シルバー人材センター
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号
指定理由	<p>本件契約の業務は、シルバー人材センターによる履行に適しており、公益社団法人文京区シルバー人材センター委託することにより、高齢者等の雇用の安定に寄与する。文京区契約事務規則第39条の2に規定する手続を行うことで、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため、上記事業者を指定することを依頼する。</p> <p style="text-align: right;">随意契約ガイドライン 随意契約第3号-2</p>

3 業者指定依頼書の省略

一つの課で同じ性質の契約が相当数あるものについては、事務を効率的に行うため、年度当初等に一括して業者指定依頼書を決定することにより、個別の契約においては業者指定依頼書を省略することができるものとする。

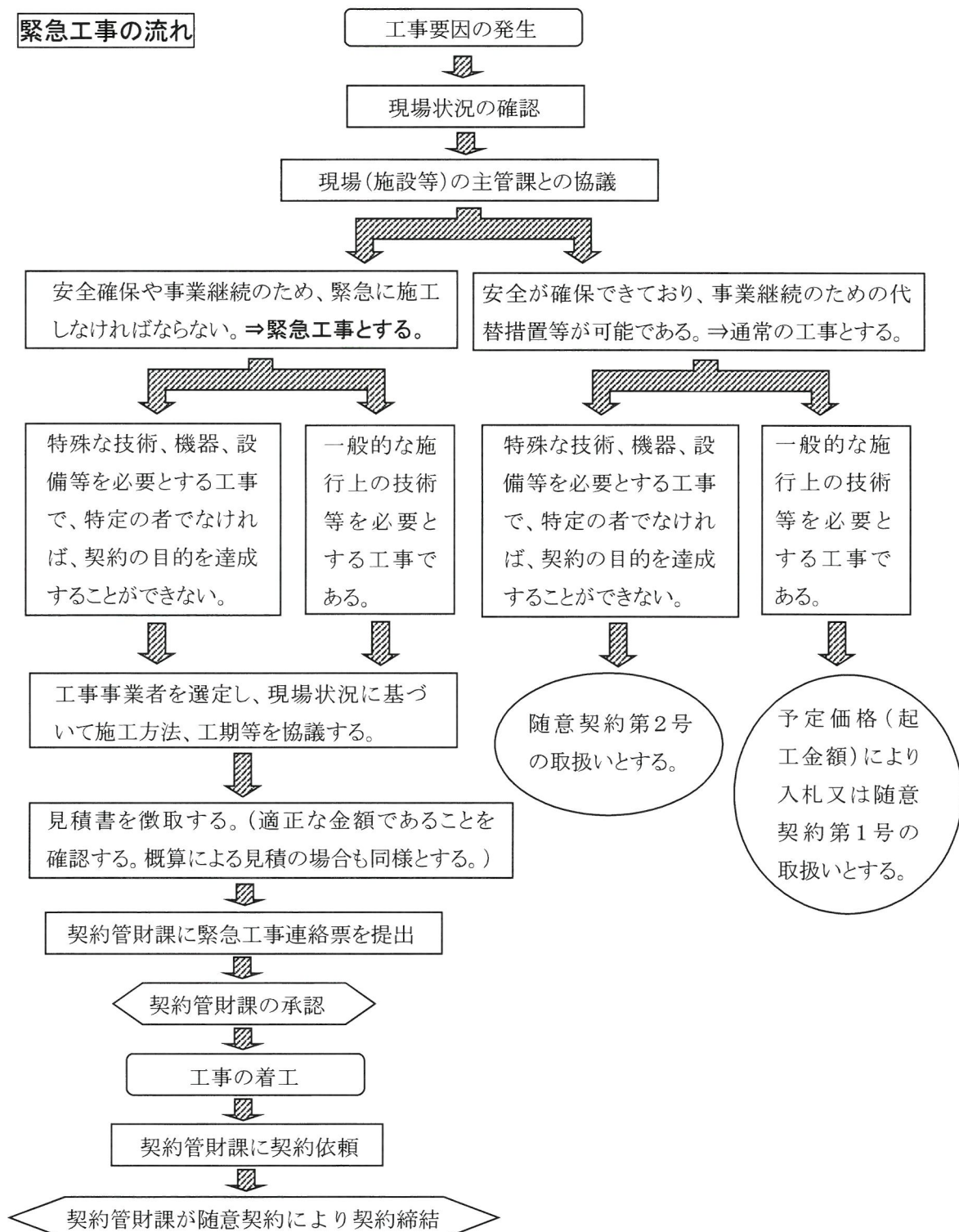
【例】

- (1) 給食賄材料の購入
- (2) 書籍(視聴覚資料を含む)の購入

3-5 緊急工事

契約管財課契約による工事請負契約を随意契約第5号により締結しようとする場合は、工事主管課は、次の手順に沿って、緊急工事連絡票(別記様式第3号)を契約管財課に提出し、承認を受けなくてはならない。この場合は、業者指定依頼書の提出は不要とする。なお、主管課契約においても次の判断の基準等を参考にして契約締結を行うこととする。

緊急工事の流れ



3-6 随意契約第3号及び第4号に係る公表

随意契約第3号及び第4号により契約を行うときは、公正さ及び透明性を確保するため、規則第39条の2の規定により、次の手順で区ホームページにおいて内容を公表している。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表する。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表する。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった事業者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表する。

<図表7> 区ホームページにおける公表の内容

令和3年度 障害者支援施設等からの役務の提供に係る発注見通し及び契約状況

番号	発注見通し情報				契約締結前公表情報			契約締結後公表情報			
	担当所管名	契約件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	履行(納)期限	選定基準	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方とした理由	契約金額(円)
1	福祉部 障害福祉課	障害者・高齢者の預託品受付管理及び販売委託(文京総合福祉センター)	令和3年4月1日	令和4年3月31日	特命随契	令和4年3月31日	区内に拠点を有する。障害者社会支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等であること。	令和3年4月1日	(福)武蔵野会	選定基準により、契約の相手方を(福)武蔵野会とする。	987,568円
2	土木部 みどり公園課	大塚公園等清掃委託	令和3年4月1日	令和4年3月31日	特命随契	令和4年3月31日	区内に拠点を有する。障害者社会支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等であること。	令和3年4月1日	(福)文京槐の会	選定基準により、契約の相手方を(福)文京槐の会とする。	1,770,837円
3	土木部 みどり公園課	窪町東公園清掃委託	令和3年4月1日	令和4年3月31日	特命随契	令和4年3月31日	区内に拠点を有する。障害者社会支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等であること。	令和3年4月1日	(福)山島の会	選定基準により、契約の相手方を(福)山島の会とする。	1,437,235円

令和3年度 シルバー人材センターからの役務の提供に係る発注見通し及び契約状況

番号	発注見通し情報				契約締結前公表情報			契約締結後公表情報			
	担当所管名	契約件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	履行(納)期限	選定基準	契約締結日	契約の相手方	契約の相手方とした理由	契約金額(円)
1	企画政策部 広報課	広報スタンドの配付整備管理委託	令和3年4月1日	令和4年3月31日	特命随契	令和4年3月31日	区内に拠点を有する。高齢者等の雇用の安定等に關する法律第27条第1項に規定するシルバー人材センター又は同法第44条第1項に規定するシルバー人材センター運営であること。	令和3年4月1日	(公社)文京区シルバー人材センター	選定基準により、(公社)文京区シルバー人材センターに限定されるため。	307,880円
2	企画政策部 広報課	広報ふんきよりの配付委託	令和3年4月1日	令和4年3月31日	特命随契	令和4年3月31日	区内に拠点を有する。高齢者等の雇用の安定等に關する法律第27条第1項に規定するシルバー人材センター又は同法第44条第1項に規定するシルバー人材センター運営であること。	令和3年4月1日	(公社)文京区シルバー人材センター	選定基準により、(公社)文京区シルバー人材センターに限定されるため。	4,400,000円
3	企画政策部 広報課	区議会だより配付委託	令和3年4月1日	令和4年3月31日	特命随契	令和4年3月31日	区内に拠点を有する。高齢者等の雇用の安定等に關する法律第27条第1項に規定するシルバー人材センター又は同法第44条第1項に規定するシルバー人材センター運営であること。	令和3年4月1日	(公社)文京区シルバー人材センター	選定基準により、(公社)文京区シルバー人材センターに限定されるため。	450,000円

1 公表の対象

随意契約第3号及び第4号により契約を行うときの公表は、予定金額が30万円を超える契約管財課契約を対象とする。

2 公表の流れ

各主管課：

1 随意契約を希望する案件を選定し、発注見通し情報(別記様式第4～8号)により、契約管財課に報告する。(年間契約は所定の期日までに、その他は随時提出する。)



3 案件ごとに、業者指定依頼書を作成し、提出する。



5 案件ごとに、契約依頼をする。

契約管財課：

2 発注見通し情報として公表する。



4 契約締結前の公表情報として公表する。



6 契約を随意契約により締結する。



7 契約締結後の公表情報として公表する。

コラム⑤ 国が推進する分離・分割発注とは

国は、平成30年9月に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(以下、「基本方針」という。)」を閣議決定しました。この基本方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずることとしています。

国は、この方針の中で、「中小企業者が受注し易い発注とする工夫」として、発注に当たり、予算、納期、契約履行上の管理等諸々の条件を勘案して最適な方法を決める際、可能な限り工区別や量的に分離・分割発注するよう推進しています。

ここでいう「分離発注」とは、例えば一つの建物のうち設備工事等の特定の工種を分離して発注する場合などを言い、「分割発注」とは、一つの工事等の工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものを言います。

このことを文京区の工事請負契約に当てはめてみると、施設等の建設工事や改修工事においては、建築工事と設備工事を分離することがあります。このうち設備工事は、さらに電気設備、給排水設備、空調設備に分離することがあります。また、工程の必要上からⅠ期工事とⅡ期工事に分割することもあります。こうした発注の取組みによって、中小企業者の受注機会の増大を図ることとしています。

別記様式

別記様式第 1 号 (契約管財課契約)

年 月 日

総務部長 殿

部長
(公印省略)

業 者 指 定 依 頼 書

このことについて、下記のとおり指定されるよう依頼します。

件名					
指 定 業 者	住 所				
	会 社 名				
	業 者 番 号				
	電 話 番 号	—	—		
	FAX 番 号	—	—		
	担 当 者				
事 業 概 要					
根 拠 条 項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号				
指 定 理 由					
	随意契約ガイドライン 随意契約第 号 ()				
担 当 課	課	係	担 当 者	内 線	

契約係 処理欄	総務部長	契約管財課長	契約係長	係 員	製品指定	有・無
					契約番号	

年 月 日

部長 殿

部長
(公印省略)

業者指定依頼書

このことについて、下記のとおり指定されるよう依頼します。

件名					
指 定 業 者	住 所				
	会 社 名				
	業者番号				
	電話番号	—	—		
	FAX番号	—	—		
	担 当 者				
事業概要					
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号				
指 定 理 由					
	随意契約ガイドライン 随意契約第 号 ()				
担当課	課	係	担当者	内線	

各部	部 長	庶務担当課長	庶務担当係長	係 員	製品指定	有・無
庶務担当課 処理欄					契約番号	

年 月 日

学校長 殿

学校長
(公印省略)

業 者 指 定 依 頼 書

このことについて、下記のとおり指定されるよう依頼します。

件名					
指 定 業 者	住 所				
	会 社 名				
	業者番号				
	電話番号	—	—		
	FAX 番号	—	—		
	担 当 者				
事業概要					
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
指 定 理 由					
	随意契約ガイドライン 随意契約第2号 ()				
担当課	学校	担当者		電話	

主管課 処理欄	校 長	副 校 長	係 員	製品指定	有・無
				契約番号	

別記様式第3号

年 月 日

総務部契約管財課長 殿

部 課長
(公印省略)

緊急工事連絡票

(緊急理由)

--

施設及び件名							
工期	年 月 日 ~			年 月 日			
見積額 (税抜)							円
予算執行票提出予定日	年 月 日						
指定業者	業者番号						
	業者名						
	所在地						
	電話番号						
	共同格付	業種名		ランク		業者順位	
根拠条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号						
指定理由							
工事内容							
担当所属・氏名						内線	

*指定業者は「文京区工事請負指名競争入札参加者指名要綱」を参照に選定してください。

契約係使用欄

受付番号		契約番号	
------	--	------	--

別記様式第4号

年度 障害者支援施設等からの役務の提供に係る発注見通し等

年 月 日

所管課：

発注見通し情報						
番号	件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	予定金額	備考
					(円)	
1				特命随契		
2						
3						

* 予定金額は、消費税込みの金額

別記様式第5号

年度 障害者支援施設等からの物品の買入に係る発注見通し等

年 月 日

所管課：

発注見通し情報						
番号	件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	予定金額	備考
					(円)	
1				特命随契		
2						
3						

* 予定金額は、消費税込みの金額

別記様式第6号

年度 シルバー人材センターからの役務の提供に係る発注見通し等

年 月 日

所管課：

発注見通し情報						
番号	件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	予定金額	備考
					(円)	
1				特命随契		
2						
3						

* 予定金額は、消費税込みの金額

別記様式第7号

年度 母子・父子福祉団体等からの役務の提供に係る発注見通し等

年 月 日

所管課：

発注見通し情報						
番号	件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	予定金額	備考
					(円)	
1				特命随契		
2						
3						

* 予定金額は、消費税込みの金額

別記様式第8号

年度 新たな事業分野の開拓を図る者からの物品の買入に係る発注見通し等

年 月 日

所管課：

発注見通し情報						
番号	件名	契約締結予定時期	予定履行(納)期限	契約方法	予定金額	備考
					(円)	
1				特命随契		
2						
3						

*予定金額は、消費税込みの金額

参考資料

履行状況、成績等の考え方について

ガイドラインの随意契約第2号-3(2)(5ページ参照)により、プロポーザル方式により選定した事業者と、継続して契約を締結しようとするときは、履行状況、成績等を十分に考慮すること。以下の表は、履行状況、成績等の考え方の一例を示したものである。以下の表は、履行状況、成績等の考え方の一例を示したものである。

なお、施設運営を担う事業者に合わせて関連する事業を委託する場合で、プロポーザル方式によらない随意契約により契約を締結し、継続するものについても本表を参考に評価を行う。

1 評価項目及び評価細目

評価項目	評価細目	評価細目の内容	評価点
業務体制	業務責任者	業務責任者は、受託内容の全体を把握していたか。	4
		業務責任者は、業務管理や指示命令を的確に実施していたか。	4
	業務従事者	業務量に応じ、必要な人員が配置されていたか。	4
		業務従事者は、自分の役割を理解し取り組んでいたか。	4
		業務従事者は、制服、名札等の業務に必要な装備を備えていたか。	4
現場管理	安全衛生・整理整頓	業務従事者の安全衛生面の配慮がされていたか。	4
		器具類の整理整頓等現場の安全確保が、的確に行われていたか。	4
	器具等	業務量に応じ、必要な器具等が確保されていたか。	4
		器具等の整備・点検が、適正に実施されていたか。	4
施行管理	施行計画	業務全般にわたり、施行計画書が綿密に立てられていたか。	4
		状況変化への調整・対応が、的確に行われていたか。	4
	書類等の整備	各種提出書類の内容は、適正であったか。	4
	調整・連絡	区からの指示への対応や区への連絡・報告・協議は的確に実施されていたか。	4
		業務中の利用者等への対応は的確に行われていたか。	4
	進行管理	進捗よく状況を的確に把握し、適宜的確に業務が実施されていたか。	4
	情報管理	個人情報の保護や情報セキュリティに係る規定や組織体制、システムの整備が適切に行われていたか。	4
個人情報の取扱いや、取扱者の管理及び研修が適切に行われていたか。		4	
品質管理	履行結果	履行結果は、仕様書どおりに実施されていたか。	4
		仕上がり水準は、適切であったか。	4
		履行に必要な技術的能力及び知識を備えていたか。	4
		履行結果は、企画提案書等の内容を踏まえた満足できる内容であったか。(職員定着への取り組み等)	4
	緊急対応	事故や緊急時の備えがされていたか。また、対応時は、的確に行われていたか。	4
熱意・積極性	業務に関して、熱意があったか。	4	
利用者等との関係	利用者アンケート	利用者アンケート等の結果で、利用者等から高い評価を得たか。	4
	苦情対応	利用者等からの苦情に対する対応及び区への報告が適切に行われたか。	4
総合評価点			100

2 評価細目ごとの評定点の付点

評価基準	評定点	履行状況、成績等の内容
優良	4点	積極的かつ適正に行われ、優れていた。
適当	3点	概ね適正であり、問題はなかった。
課題あり	2点	問題が生じ、口頭注意により改善を促した。
要改善	1点	重大な問題が生じ、書面をもって改善指示を与えた。

3 継続の可否

割合	総合評定点	可否
60%以上	60点以上	可
60%未満	60点未満	否

評価基準に基づき総合評価点を算出し、継続の可否を判断すること。

※ただし、1項目でも「要改善」があった場合は、継続しない。

関係法令

○地方自治法 一抜粋一

(契約の締結)	関連ページ
<p>第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。</p> <p>5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。</p> <p>6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。</p>	2ページ

○地方自治法施行令 一抜粋一

(随意契約)	関連ページ
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。	2ページ
(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。	4ページ
(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	5ページ
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第25項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。	9ページ
(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をすると	12ページ

き。	
(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	13 ページ
(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。	14 ページ
(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	15 ページ
(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	16 ページ
(9) 落札者が契約を締結しないとき。	17 ページ
2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。	16 ページ
3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。	17 ページ
4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。	
(一般競争入札の参加者の資格)	
第167条の5の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。	19 ページ

○契約事務規則 一抜粋

(定義)	関連ページ
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
2 この規則において「契約担当者」とは、区長及び文京区予算事務規則(昭和39年1月文京区規則第4号。以下「予算事務規則」という。)第4条に定める決定権者をいう。	1 ページ
(随意契約によることができる場合の予定価格の額)	
第39条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げるとおりとする。	4 ページ
<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事又は製造の請負 130万円 (2) 財産の買入れ 80万円 (3) 物件の借入れ 40万円 (4) 財産の売払い 30万円 (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円 	
(随意契約によることができる場合の手続)	
第39条の2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号に定める規則で定める手続は、次の各号に掲げるとおりとする。	35,36 ページ
<ul style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。 (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。 (3) 契約を締結する後において、契約の相手方となった社の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。 	
(見積書の徴取)	
第41条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書(電子入札案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録とする。次条において同じ。)を徴さなければならない。	18 ページ
(見積書徴取の省略)	
第42条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。	18 ページ
<ul style="list-style-type: none"> (1) 国、地方公共団体その他公法人と契約を締結するとき。 (2) 法令により価格の定められている物を購入するとき。 (3) 前2号のほか、見積書を必要としないものと認められているとき。 	
(契約書作成の省略)	
第45条 次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略することができる。	4 ページ
<ul style="list-style-type: none"> (1) 第39条各号に掲げる額の範囲内において随意契約をするとき。 	

<p>(2) せり売りに付するとき。</p> <p>(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。</p> <p>(4) 国、公法人又は公益法人と契約するとき。</p> <p>(5) 前各号のほか、随意契約について区長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>(請書等の徴取)</p> <p>第46条 契約担当者は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においても、区長が指定する契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書(別記様式第3号)その他これに準ずる書面を徴さなければならない。</p>	<p>4 ページ</p>
---	--------------

